

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆新設法人の減価償却率

Q：当社は、昨年12月に設立され、この3月に第1回目の決算を迎えました。設立第1期は減価償却の償却率が通常の場合と異なるようですが、その内容を教えてください。

A：事業年度が1年に満たない場合には、「改定償却率」を使って、減価償却費を計算します。

【解説】

法人を設立した設立1期目や決算期を変更した場合には、その法人の事業年度が1年に満たないことがあります。このように事業年度が1年に満たない場合の償却限度額は、償却方法ごとに次のようにして改定償却率を求め、計算することになっています。

(1)定率法の改定償却率

$$\text{改定耐用年数に}\text{ 定率法の償却率} \\ \left(\frac{\text{改定耐用年数}}{\text{法定耐用年数}} \times \frac{12}{\text{その事業年度の月数}} \right)$$

(2)定額法の改定償却率

$$\text{法定耐用年数に}\text{ 償却率} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12}$$

(注) ①事業年度の月数は、暦に従って計算し、

1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

②改定耐用年数に1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

③改定耐用年数が100年を超える場合には、その償却限度額は一定の方法で計算します。

④定額法の改定償却率の端数は、小数点以下3位未満を切り上げます。

